
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 479 回企業会計基準委員会（2022 年 5 月 17 日開催）及び第 180 回金融商品専門委員会（2022 年 5 月 9 日開催）においてお示しした、ステップ 2 で個別に取り上げる論点のうち、信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定時における担保の考慮に関する事務局の分析及び提案についてご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II. 本論点を取り上げる理由

2. これまでの審議では次のような意見が聞かれているため、SICR の判定時における担保の考慮に関して分析及び提案を行う。
 - (1) 有担保の債権と無担保の債権ではリスク特性が異なるとしてグルーピングされる認識で正しいか(第 176 回金融商品専門委員会(2022 年 2 月 16 日開催))。
 - (2) 担保や信用補完について、例えば有担保と無担保では当初の信用リスクや信用スプレッドが異なるため、今後の検討においても、これらの切り分けが必要か否かについて考慮する必要がある(第 174 回金融商品専門委員会(2022 年 1 月 11 日開催))。

III. 会計基準の定めの確認

IFRS 第 9 号における定め

3. SICR の評価について IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）は、次のように定めている。

IFRS 第9号第5.5.9項（一部抜粋）

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたるデフォルト・リスクの変動を用いなければならない。

4. 前項について、IFRS 第9号の結論の根拠では、次のように説明している。
 - 2013年減損公開草案において、IASBは、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために、金融商品に係る債務不履行発生のリスクを用いることを提案した（IFRS 第9号BC5.154項（一部抜粋））。
 - 2013年減損公開草案での提案に対するコメント提出者の多くが、全期間の予想信用損失をいつ認識すべきなのかの評価が考慮に入れるべきなのは、予想信用損失の金額の変動ではなく、信用リスク（すなわち、デフォルト・リスク）の変動だけであることに同意した。これらのコメント提出者は、デフォルト・リスクは信用リスクを評価する際の最も目的適合性の高い要因であり、デフォルト・リスクだけを追跡することにより、一般的に彼らの信用リスク管理の実務と合致するので、モデルの運用可能性が高まると指摘した（IFRS 第9号BC5.155項）。
5. SICRの評価においては様々なアプローチの適用が認められているが、デフォルト・リスクを明示的にインプットとして含んでいない損失率アプローチ等を使用した場合、そのまま使用すると担保の価値が含まれる可能性がある。この点についてIFRS 第9号は、デフォルト・リスクの変動を予想信用損失の他の発生要因（担保など）と区別して、SICRの評価を行うことができる場合にのみ原則と整合する可能性があるとしており（IFRS 第9号B5.5.12項）、担保の影響を排除することを示唆している。
6. また、期末時点で信用リスクが低いと判断される場合の推定規定の中で、信用リスクと担保価値との関係について次のように説明されている。

IFRS 第9号B5.5.22項（一部抜粋）

金融商品が、単に担保の価値だけを理由に損失のリスクが低いと考えられていて、その担保がなければ信用リスクが低いとは考えられないであろう場合には、信用リスクが低いとはみなされない。

7. さらに、十分な担保のある金融資産の SICR の判定について、IFRS 第 9 号の設例 3 (IE18 項から IE23 項) では次のような例が示されている (注: ASBJ 事務局による設例の要約である。)

(前提)

- 銀行 Z は、会社 H に不動産資産を担保 (融資比率 50%) とした貸付金を実行しており、当該貸付金は当初認識時は信用減損金融資産には該当していない。
- 当初認識後、会社 H の業績が低迷し、今後も継続的に不利な経済状況となることが見込まれることから、銀行 Z は会社 H のキャッシュ・フローがこれ以上悪化すると、会社 H は貸付金についての契約上の支払ができなくなり、期日経過となる可能性があると見積る。
- 最近の第三者の鑑定評価では、不動産の価値の下落が示されており、現在の融資比率は 70% となっている。

(検討)

- 会社 H に対する貸付金に、信用リスクが低い場合の推定規定は適用できないと考えられる。そのため銀行 Z は、担保価値に関係なく、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを評価する必要がある。
 - 会社 H は、追加的なキャッシュ・フローの悪化が少しでも生じた場合には、契約上の支払ができなくなる可能性があるため、銀行 Z は、この貸付金は、報告日時点で相当程度の信用リスクに晒されており、SICR に該当すると判断した。
 - 銀行 Z は、当該貸付金に対して全期間の予想信用損失を認識するが、予想信用損失の測定は、不動産資産に係る担保から期待される回収を反映するため、その金額は非常に少額となる可能性がある。
8. このように IFRS 第 9 号では担保の価値が予想信用損失の金額に与える影響は SICR の評価において考慮されない一方、以下のとおり担保の価値の変動がデフォルト・リスクに影響を与える場合には考慮され得るとしている。具体的には、担保の価値が考慮される可能性がある特定の状況として次のような事例を示している。

(1) グルーピング～共通の信用リスク特性の例示

- SICR を適時に識別する目的で、リスク特性の異なる金融商品をグルーピン

グする際の共通の信用リスク特性の例には、次のものが含まれる。

デフォルト確率に影響がある場合には、金融資産との比較での担保の価値（例えば、一部の法域におけるノンリコース貸付金又は貸出金対担保評価額比率）（IFRS 第9号 B5.5.5 項(h)）

(2) SICR の評価

- SICR の評価に関連性のある可能性がある網羅的でない情報のリストの事例には、次のものが含まれる。

債務の裏付けとなっている担保の価値又は第三者の保証若しくは信用補完の質の著しい変化のうち、借手が予定された契約上の支払を行う経済的誘因を減少させるか又は他の面で債務不履行発生の確率に影響を与えると予想されるもの。例えば、担保の価値が住宅価格の下落により低下した場合には、一部の法域における借手は自らの住宅ローンを債務不履行とする誘因が高まる（IFRS 第9号 B5.5.17 項(j)）。

IV. ASBJ 事務局の分析

実務上の困難さに関する検討

9. 本資料第3項から第7項において示したとおり IFRS 第9号は、SICR の評価において、予想信用損失の金額の変動ではなく、デフォルト・リスクの変動のみを考慮することとしている。そのため、IFRS 第9号では、十分に担保が保全されていることによりデフォルトが発生したとしても損失が発生しない見込みであることは SICR の評価において勘案されないと考えられる。
10. また、有担保と無担保とでは当初の信用スプレッドが異なって設定されることもあるが、IFRS 第9号が採用している、デカップル・アプローチでは金融収益の認識と予想信用損失を別々に考慮しており、担保の有無による当初の信用スプレッドの違いはデフォルト・リスクの変動には関連しないため、SICR の評価では考慮されないと考えられる。
11. この点に関して、我が国の銀行等金融機関では、基本的には債務者ごとに信用リスクを管理し債務者区分を基礎に引当を行っており、担保の有無は債務者区分に反映されていないため、担保の価値を SICR の評価において考慮しないことに関して一般的には実務上の困難はないと思われる。

12. 一方、本資料第8項に記載したとおり、担保の価値の変動がデフォルト・リスクに直接的又は間接的に影響する場合にはグルーピングや SICR の評価に考慮され得る。この例としては一部の法域におけるノンリコース貸付金が挙げられており、信用リスクが低い債務者に担保の価値だけをもって貸し付けているようなケースでは担保の価値の変動はデフォルト・リスクに影響するため SICR の評価において考慮することになる。ただし、このような貸付は我が国では必ずしも多くなく、通常ノンリコース貸付金は個別管理されているため、当該定めを取り入れても実務への影響は大きくないと思われる。
13. ここで、十分に担保が保全されていることによりデフォルトが発生したとしても損失が発生しない見込みである状況であれば SICR の評価を行う必要はなく、実務負担の軽減に資する便法等の適用を検討すべきという意見があり得る。例えば、期末の担保価値が債権額以上であり、全期間の予想信用損失の金額がゼロ又は重要性が無いと見込まれる金融資産については、SICR の判定を免除する等の方法も考えられる。
14. しかしながら、前述のとおり、我が国の銀行等金融機関では、基本的には債務者ごとに信用リスクを管理し債務者区分を基礎に引当を行っていることから、このような便法等を適用する上で債務者と担保の紐づけを追加的に行う必要が生じ¹、実務負担の軽減に繋がらない可能性があると考えられる。

国際的な比較可能性の観点からの検討

15. 担保の取扱いに関して異なる取扱いを設けた場合、ステップ2で開発する会計基準は、IFRS 第9号を適用した場合と同じ実務及び結果をもたらすとは必ずしも言えないと考えられる。

V. ASBJ 事務局の提案

16. 本資料第9項から第15項のASBJ事務局の分析を踏まえ、本論点については特段の対応を行わないことが考えられるがどうか。

¹ 担保や保証契約において、同一の債務者の複数債権を対象に、包括的な契約を結ぶ実務があり、債権と担保が紐づいていない場合もある。

ディスカッション・ポイント

本資料第 16 項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上